

指定管理業務点検・評価シート（令和5年度業務）

令和6年7月31日

施設名	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国	所在地	鳥取市浜坂1157-1
施設所管課名	子育て王国課	連絡先	0857-26-7573
指定管理者名	一般財団法人鳥取県観光事業団	指定期間	H18.4.1~H21.3.31（3年間） H21.4.1~H26.3.31（5年間） H26.4.1~H31.3.31（5年間） H31.4.1~R6.3.31（5年間） R6.4.1~R11.3.31（5年間）

1 施設の概要

設置目的	自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資する。
設置年月日	昭和48年5月（平成12年3月リニューアルオープン）
施設内容	○敷地面積 ・県所有地（こどもの国敷地 163,987.49㎡、こどもの国北側臨時駐車場 37,899.960㎡の一部） ・鳥取市からの借用地 3773.79㎡ ○建築総面積 6,909.3㎡ ○施設内容 管理棟、そうぞう館、多目的ホール、砂の工房、木工工房、レストラン、こども広場、遊具広場、乗物広場、水の遊び場、こどもの国農園、杉の子ハウス、わんぱく広場、ぼうけん広場、駐車場
利用料金	別紙1のとおり
開館時間	通常：午前9時～午後5時 ゴールデンウィークの期間、盆の期間：午前9時～午後5時30分
休館日	8月を除く毎月第2水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日）、年末年始（12月29日～1月1日）

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	○施設設備の維持管理（保守管理及び修繕、警備、清掃等） ○管理施設の利用の許可、退去の命令、施設利用料の徴収等に関する業務 ○その他管理施設の運営に関する業務（利用者の受付及び案内、安全確保、利用者へのサービスの提供、管理施設の利用促進等） ○管理施設を利用した自然体験等に資する事業に関する業務
---------	---

3 施設の管理体制

管理体制	正職員（常勤職員）：10人、期限付職員8人〔計 18人〕 詳細な配置は別紙2のとおり
------	---

4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和5年度		19,140	28,623	17,879	13,509	21,906	14,008	18,362	13,142	5,216	6,126	8,548	15,452
令和4年度		13,605	27,198	7,095	9,694	19,020	12,117	14,334	13,469	3,010	2,853	4,282	12,840	139,517
増減		5,535	1,425	10,784	3,815	2,886	1,891	4,028	-327	2,206	3,273	4,266	2,612	42,394

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和5年度		6,314	12,831	5,414	5,368	9,396	6,067	6,369	5,009	2,201	1,948	2,456	6,255
令和4年度		5,318	10,458	2,741	3,903	7,572	5,411	5,614	3,188	1,126	1,001	1,208	5,391	52,931
増減		996	2,373	2,673	1,465	1,824	656	755	1,821	1,075	947	1,248	864	10,702

5 収支の状況

区 分		令和5年度	令和4年度	増 減	
収入	事業収入	入園料収入（キャンプ場利用料収入含む）	28,946,953	22,743,260	6,203,693
		遊具使用料（バッテリーカー等使用料）	17,541,300	16,727,900	813,400
		工房収入（砂工房・木工工房利用料）	8,262,687	6,992,129	1,270,558
		参加料収入（友の会会費、体験イベント参加料）	4,665,225	2,040,590	2,624,635
		売店営業収入	4,731,387	619,775	4,111,612
		レストラン収入（レストラン施設使用料）	124,187	129,724	-5,537
		その他収入（手数料収入、自動販売機等手数料）	5,755,569	7,355,176	-1,599,607
		小 計	70,027,308	56,608,554	13,418,754
	事業外収入	県委託料	90,105,000	92,260,000	-2,155,000
		小 計	90,105,000	92,260,000	-2,155,000
計		160,132,308	148,868,554	11,263,754	
支出	人 件 費	54,310,473	54,780,998	-470,525	
	施設維持管理費	63,844,835	49,960,082	13,884,753	
	イベント経費	17,943,846	13,127,213	4,816,633	
	工房運営費	5,017,347	4,830,591	186,756	
	レストラン運営費		785,796	0	
	売店運営費	4,205,630	508,011	3,697,619	
	補助事業費	0	0	0	
	その他（きぐるみ更新費）	0	0	0	
	計	145,322,131	123,992,691	21,329,440	
収 支 差 額		14,810,177	24,875,863		

6 労働条件等

確認項目	状況				備考	
	常勤正職員	期限付職員				
		リーダー	スタッフ	パートスタッフ		
雇用契約・労使協定	労働条件の書面による提示	一般財団法人鳥取県観光事業団就業規則	労働条件通知書	労働条件通知書	労働条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	有	有	有	※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	有	有	有	有	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	8時間/日	8時間/日	8時間/日	8時間/日	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	タイムカード	タイムカード	タイムカード	タイムカード	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	交代制勤務により、勤務を要しない日に指定された日				※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	215,336円	174,500円	155,000円	130,299円	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	適	適	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	有				
	産業医の選任	選任の要否：無 選任状況：				※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：無 選任状況：				※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：要 選任状況：選任あり（衛生推進者1名）				※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：要 選任状況：選任あり（衛生推進者1名）				※業種・規模の要件あり

（参考）

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
  - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
  - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
  - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条の2ほか）
  - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
  - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
  - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
  - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
アンケートの実施	施設利用者にアンケートを記入してもらい、施設利用者の意見を求めた。（455件）

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者アンケートによる意見・提案・苦情等</li> <li>・友の会会員の提案</li> <li>・県民の声の苦情・提案</li> <li>・窓口での意見等受付</li> </ul>
------------	---

利用者からの苦情・要望	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・もう少し小さい年齢の子が遊べる場所がほしい。</li> <li>・壊れているおもちゃは修理する等、定期的にメンテナンスしてほしい！</li> <li>・もっとすずしい遊び場がほしい。あつい。日影が欲しい。</li> <li>・工作体験の種類を増やしてください。</li> <li>・英語表記があった方が、より多くの方が利用しやすいと思います。</li> <li>・トイレのリニューアル、または増設してほしい。</li> <li>・人が多い時の入場に友の会を持っている人専用の入口があるとよかったですと思います</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理棟、多目的ホールに室内で遊べるおもちゃ（クッションブロック、ロディ等）を追加で設置。コロナ禍以降使用を中止していたボールプールの利用を再開した。</li> <li>・工作体験は、季節限定メニューを追加し、種類を増やした。</li> <li>・新たな遊具の増設も併せて、看板の表記をリニューアルした。</li> <li>・トイレの洋式化を進め、園全体で8割以上のトイレを洋式化。</li> <li>などご意見をサービスの改善に反映させている。</li> </ul>

利用者からの積極的な評価
<p>50周年のイベントがとても良かった。 駐車場の混雑に苦労したが、警備員さんのおかげでスムーズに停められた。 サンド公園に初めて来ました。とても楽しんでいました。 価格が安いのに子供が楽しめてとても満足しています。 プールが楽しかった。</p> <p>50周年記念の取組で友の会の入会費が半額でお得だった。 とても広く、子ども達もすくすく遊びやすくてのびのびとすごせました。 天候が悪かったが、スタッフの方のおかげでのりものに乗って楽しめた。</p>

9 指定管理者による自己点検

【成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前から望まれていたそうぞう館周辺への水道設備を設置。昼食などの利用が多いそうぞう館近くで手洗いが可能となり食材を使ったイベントにも活用することができた。</li> <li>・塗装剥げが顕著だった空中回廊の塗装を実施し錆部分も撤去し、金属が露出している危険箇所については新たにカバーを設置し安全性を高めた。</li> <li>・平成27年に設置され9年が経過したドリームキャッスルは錆と塗装の痛みが激しかったため塗装修繕を実施した。</li> <li>・雨漏りが顕著だったそうぞう館の雨漏り修繕工事を実施した。</li> <li>・来園者から要望の多かった駐車場の区画線を引き直し修繕。繁忙期の駐車場の確保及び、新たに6区画「子育て応援駐車場」を設け妊娠中、未就学児を連れて来園者が優先して利用できるスペースとした。</li> </ul>

【現在、苦慮している事項】 【今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・レールトレインが設置から24年経過し、老朽化が進んでいる。委託業者による定期点検での指摘を元に修繕を重ねているが、経年劣化を原因とする故障の発生も見られるため令和6年度に更新を予定している。</li> <li>・老朽化した遊具もあり定期的な塗装等の修繕が不可欠。定期点検で指摘がある箇所については年次計画で修繕を行うが、部品が製造中止であったり大規模修繕が必要で県への予算要求を行う必要があるため修繕に時間がかかる。</li> <li>・幅広い年齢層への対応など多様化する利用者ニーズを反映した事業を実施する必要がある。</li> <li>・園内樹林地を整備し、散策コース等として、またはイベント等で有効活用できるよう検討している。</li> <li>・GW期間等、繁忙時に来園者の駐車場の不足することがある。駐車場の植栽等の整備を行い駐車台数の確保に努めているが満車になることも多いため、砂丘全体での情報共有と対策が必要。鳥取市、周辺事業者と連携し、渋滞緩和対策を行っていく。</li> <li>・以前のイベント広場がサンド公園となりキャラクターショーなどの大型ショーイベントの観覧に適した会場がなくなり、実施に難しさが出てきた。一時的に特設ステージを設ける方法もあるが費用も掛かるため継続的に使用できるステージの設置が必要。</li> </ul>

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	○一部、複数年契約を導入するなど、経費削減に努めている。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	○利用許可は、適切に行われている。 ○利用料金の徴収、減免は、適切に行われている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	○利用受付・案内、附属施設・備品の貸出し及び利用指導・操作については、マニュアルに基づいて適切に行われている。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	3	○利用者意見の把握・対応については、アンケートにより把握し、その意見を業務に反映させるなど、積極的に業務改善を図る姿勢がみられ、適切な対応が図られている。 ○その他については、協定書に沿って適切に実施されている。
〔収入支出の状況〕	3	○入園料の収入管理及び支出行為は、会計法令等に従って適切に行われている。
〔職員の配置〕	3	○指定管理業務を実施するために必要な人員が適切に配置されている。
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	○協定書等で定める規程が整備されており、適正に会計事務が行われている。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	○現在、行政指導を受けている事案はない。 ○委託業務等、県内業者への発注に取り組んでいる。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	3	○障がい者就労施設から物品の調達(売店での販売物)に取り組んでいる。
総 括	3	○指定管理業務の内容は、おおむね協定書の内容どおりに実施されており、適切な管理運営が行われていると認められる。

- 《評価指標》5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。  
 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。  
 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。  
 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。  
 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。  
 ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。